

遅延損害金及び延滞金について

水道料金と下水道使用料は納期限までにお支払いください。

納期限を過ぎると、遅延損害金と延滞金が発生します。

遅延損害金と延滞金は、納期限の翌日から、実際にお支払いいただいた日までの日数に応じて算出します。

水道料金の支払いが納期限を過ぎた場合

【遅延損害金の計算方法】

水道料金(※1) × 利率(※2) × 日数(※3) / 365日 = 遅延損害金

※1……2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2……年3%です。＊民法第404条に規定している法定利率となります。

※3……納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

下水道使用料の支払いが納期限を過ぎた場合

【延滞金の計算方法】

下水道使用料(※4) × 利率(※5) × 日数(※6) / 365日 = 延滞金

※4……2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※5……最初の1か月は年2.4%で、2か月目以降は年8.7%となります。

＊令和7年中の割合です。割合は、各年により異なります。

※6……納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

＊1か月目と2か月目以降の日数に応じて、それぞれ上記※5の率を掛けて計算します。

算出した遅延損害金と延滞金の端数処理

算出額が、1,000円未満の場合は全額切り捨てます。

算出額が、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てます。

延滞金の割合について

延滞金の割合は、当分の間、特例割合が適用されます。

令和 7 年中の延滞金の割合

期 間	本則	延滞金の割合の特例	令和 7 年中の延滞金の割合
納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	7. 3 %	延滞金特例基準割合 (1. 4 %) + 1. 0 %	2. 4 %
納期限の翌日から 1 か月を経過した日以後	1 4. 6 %	延滞金特例基準割合 (1. 4 %) + 7. 3 %	8. 7 %

川崎市債権管理条例附則第 3 項（延滞金の割合の特例）

※延滞金特例基準割合

…租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 %を加算した割合

延滞金の割合 一覧表

対応期間（年）	延滞金の割合		延滞金特例 基準割合
	納期限後 1 か月まで	納期限後 1 か月経過後	
R2. 1. 1 ～ R2. 12. 31	年 2. 6%	年 8. 9%	年 1. 6%
R3. 1. 1 ～ R3. 12. 31	年 2. 5%	年 8. 8%	年 1. 5%
R4. 1. 1 ～ R4. 12. 31	年 2. 4%	年 8. 7%	年 1. 4%
R5. 1. 1 ～ R5. 12. 31	年 2. 4%	年 8. 7%	年 1. 4%
R6. 1. 1 ～ R6. 12. 31	年 2. 4%	年 8. 7%	年 1. 4%
R7. 1. 1 ～ R7. 12. 31	年 2. 4%	年 8. 7%	年 1. 4%

（参考）

川崎市債権管理条例附則第 3 条

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第 6 条第 2 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。